



マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- ・月曜日～金曜日（祝日を除く）9時～17時



ようやく暑さがおさまり、秋の訪れが感じられるようになりました。皆さまいかがお過ごしでしょうか。

この度、大きな台風が日本列島に上陸しました。幸い関西圏ではそれほど被害はなかったようですが、東日本に大規模な被害をもたらしました。日常が突然奪われてしまい、日常でなくなってしまったことに心が痛みます。被害に遭われた方々へは心よりお見舞い申し上げますとともに、1日も早く復興されますようお祈り申し上げます。



～パート・アルバイト 時給相場～

職種	平均値	最頻値	調査対象地域
塾講師	1,334	1,304	大阪市内
家庭教師	1,316	1,200	神戸市

【アイデム人と仕事研究所より】

対象期間：2018年2月～2019年1月発行紙面（各月2週分）
データ数：932,177件

★10月のお仕事カレンダー



10/1	<ul style="list-style-type: none">● 全国労働衛生週間(1日から7日)◎定時決定により、9月に改定された社会保険料を10月給与から控除
10/10	<ul style="list-style-type: none">● 9月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
10/31	<ul style="list-style-type: none">● 9月分健康保険料・厚生年金保険料の納付● 8月決算法人の確定申告と納税・翌年2月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)● 11月・翌年2月・翌年5月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)● 労働者死傷病報告書の提出(休業4日未満の7月から9月分の労災事故について報告)● 労働保険料の納付(延納第2期分)

★トピックス★



～算定基礎届により、社会保険料が変わります～

社会保険に加入している事業所は、毎年7月に算定基礎届を提出します。9月からその結果が反映され、厚生年金および健康保険の標準報酬月額が新たに設定されたものになります。新しい標準報酬月額は、固定的賃金の変動がない限り、今年の9月から来年の8月まで適用されます。

厚生年金の保険料率は、平成16年から毎年0.354%ずつ引き上げられてきましたが、平成29年9月を最後に引き上げが終了し、それ以降は18.3%に固定されています。そのため、今回は厚生年金の保険料率についての変更はありません。

9月分から適用されるということは、通常は翌月10月に支給される給与からの変更となります。給与計算時にはご注意ください。

「若者の職場定着」取組企業の好事例 ②

せっかく採用しても入社してすぐに退職してしまう若者たち（最近では若者に限りませんが…）。いずれにしても、従業員の定着に悩んでいる企業は多いでしょう。従業員を職場に定着させるためにはどのような工夫をすればよいのでしょうか？ 愛知県が、従業員の職場定着に力を入れている企業の実際的な取組みについてインタビューを行い、その概要を事例集としてまとめています。前月号に引き続き、愛知県「若者職場定着取組企業事例集（平成 29 年度）」の内容を抜粋してご紹介します。

課題② 職場の人間関係

仕事をする上で、同じ職場で働く人同士のコミュニケーションは欠かせません。人のつながりが支えになるケースは多く、反対に、どんなに好きな仕事であっても人間関係がうまくいかなければ大きなストレスにつながります。

（A社の事例）

人間関係を作るうえで社長が目を向けるようにしているのは、従業員の家族だそうです。例えばバーベキューや忘年会などのイベントの時には、奥さんや旦那さん、お子さんをみんな連れてきてもらっているそうです。社長は、従業員に対してはいつも「働いてもらっている」という気持ちでいるとのこと。そして、その従業員が働けるのは、それぞれの家族の存在があってこそ。だからこそ従業員本人だけでなく、その家族に対する感謝を示すことが大切だということなのでしょう。この想いは結果としても表れていて、この数年間正社員の定着率は 100% だそうです。

課題③ 安心して働ける環境

やりがいのある仕事でも、いざという時に休みが取れない、いつも理不尽な叱責を受ける、となると、持っている力も発揮できなくなります。福利厚生や適切な労働時間、産休・育休などが整っていることは、従業員が安心して働くための絶対条件です。その上で、時代に合ったワークライフバランスを考えることが大切です。

（B社の事例）

B社では、社長の従業員を思う心が表れたユニークな福利厚生が揃っています。ゴールデンウィークに帰省し、ご両親に感謝の言葉と贈り物を渡すことで受け取れる「親孝行手当」、タバコを吸わない人や禁煙した人に支給する「健康手当」、部署の懇親会のために月 1 回支給される「懇親会手当」など、従業員を大切にする仕組みをたくさん取り入れています。その結果、定着率の上昇という形で少しずつ結果が表れてきているそうです。

自社には合わないといわず、まずできそうなことから試してみたいはいかがでしょうか。

*マイナンバーも安心！
弊所は電子申請でお手続きしています*

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

